令和７年８月４日(月)

令和７年第２回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会　　議　　録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和７年第２回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会議事日程

令和７年８月４日（月）
午後1時30分　開　議

第　１		会期決定について
第　２	報告第２号	令和６年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について
第　３	議案第６号	令和７年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について
第　４	議案第７号	指定管理者の指定について
第　５	議会議案第１号	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について

出席議員（13名）

2番	海老原　友子	3番	河合　達雄
4番	桒原　佳一	5番	小西　拓槙
6番	友永　修	7番	西田　武史
8番	藤原　豊和	9番	川岸　貞利
10番	堺谷　裕	11番	中西　真知子
12番	長谷川　博文	13番	八野　裕嗣
14番	食野　雅由		

欠席議員（1名）

1番　井舎　英生

出席議事説明員

管理者	佐野　英利	副管理者	酒井　了
事務局長	太田　健一	事務局次長	守行　英樹
総務課長	河合　幸代	環境技術課長	河野　道弘

午後１時30分開会

○食野雅由議長

ただいまから令和７年第２回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

なお、井舎議員より欠席の届けがありました。

以上で報告を終わります。

○食野雅由議長

ただいまの報告のとおり、出席議員は13名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、清掃施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、５番小西拓槙議員、６番友永　修議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第１、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は１日に決定いたしました。

次に、日程第２、報告第２号令和６年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告を求めます。佐野英利管理者。

○佐野英利管理者

ただいま上程の報告第２号令和６年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、複数年で施工するため、継続費として議決を賜っておりますクリーンセンター大規模改修事業の令和６年度で未執行となった２億円につきまして、翌年度へ逓次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、議会にご報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○食野雅由議長

ただいまの報告につきまして、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

次に、日程第３、議案第６号令和７年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。佐野英利管理者。

○佐野英利管理者

ただいま上程の議案第６号令和７年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

当点検整備工事は、法に定められた毎年の点検と機器の劣化に伴う必要な整備を併せて効率的に行おうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○食野雅由議長

次に、詳細説明を求めます。太田事務局長。

○太田健一事務局長

それでは、議案第６号令和７年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約について、２週間前にご配付させていただいております議案参考資料に基づき説明させていただきます。

１ページの議案参考資料１をご覧ください。

こちらの表は、今回の定期点検整備工事におけ

る概要を一覧表にしたものでございます。表には、整備工事を行います施設や設備を①から⑨までの９項目に分類し、点検整備機器の名称や設備の概要について示しております。

整備工事の内容につきましては、２ページ目の参考資料２の施設のプラント全体フローシート図を基に説明させていただきます。

主な整備工事の内容については、図面中の着色部分に丸つきの番号で示してございます。この番号は、１ページ目の参考資料１の一覧表の番号とも合わせております。また、対象となります設備の分類を左下に凡例で示しておりますので、併せてご覧ください。

まず、図面左、中ほど上、ピンク色に着色した①は、ごみクレーン操作室に設置しております受入れ供給設備の火災検知装置です。可燃ごみに混じってピットに投入された不適物などによる発火を早期に検知し、消火用放水銃と連動して火災を防止する火災検知装置の点検整備を行います。

次に、図面左、中ほど、オレンジ色に着色した②は、ごみを焼却する焼却炉の焼却設備部分です。全炉において劣化した耐火れんがの部分交換、耐火物の点検補修や付着した灰などを清掃除去の上、廃棄物処理法に基づく機能検査を行います。１号炉では、燃焼段部分でごみを乗せて焼きます火格子と可動リンクの一部の交換を行います。

次に、③は②のすぐ上と図面左上、青色の着色箇所になります。燃焼ガス冷却設備で高温、高圧の蒸気を発生させるボイラ部分でございます。ボイラ水管は腐食性のガスにさらされる箇所で、劣化が激しい２号炉と３号炉のボイラ水管の一部、約34平方メートル部分を現地にて溶接による肉盛りを行います。

また、ダイオキシン類の灰の蓄積を防ぐためボイラ、スーパーヒーターと言いますけれども、Ｓ／Ｈと示しております加熱器、ＥＣＯと示しています節炭器に付着した灰などの清掃除去を行います。さらに、ボイラに附属しているポンプや燃料についても整備や更新を行います。

②、③につきましては高所での作業となり、焼却炉内での複雑で大がかりな仮設足場の設置が必要となってまいります。作業場所は狭く、法令で定められた防護服、防護マスク、防護眼鏡などの保護具を着用するため、作業環境は極めて厳しく、非常に作業効率が悪くなっております。これら焼却設備とボイラ部分の整備が今回の主たる工事内容となります。

次に、④は図面中ほど、緑色に着色した箇所で、排ガス処理設備の一部で焼却飛灰を集じんするろ過式集じん機です。３号炉のバグフィルタの能力が低下していることから、排ガスの管理基準値を遵守するため、ろ布の更新を行います。また、バグフィルタで除去した焼却飛灰を固化装置へ搬送するためのバグダストコンベヤ等の点検整備を行います。

次に、図面左上、黄色に着色した⑤は、余熱利用設備の蒸気タービンでございます。高温、高圧で蒸気タービン発電機を高速回転させるもので、使用しているオイルの劣化程度の分析やタービンに附属している弁類について整備を行います。また、異常発生時に蒸気タービン発電機を安全に停止させるための電磁弁の更新も行います。

次に、⑥は図面右、茶色に着色した箇所で、飛灰固化装置です。焼却により発生した飛灰を薬品と混ぜ合わせ、重金属等を閉じ込め飛灰ピットに送る装置で、点検整備を行います。

次に、１ページ、参考資料１にお戻り願います。

表の下のほうですけれども、⑦電気設備でございます。当クリーンセンターの発電設備は、最大で一般家庭約２万軒分の利用料に相当する電気を発電することができる規模のごみ発電所です。電気事業法に基づく検査を行います。これらの検査については、全炉を停止した上で、仮設の発電機を備えての作業となります。

また、検査の範囲については、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、施設全体が対象となります。今回は、電気設備の異常を検知した際に電気を遮断する機器と蒸気タービン発電機の力率等を

調整する機器、伝送機器の通信ケーブルを更新します。

次に、⑧の雑設備では、排ガス洗浄で使用しますアンモニアガスの漏えいを検知するガス検知器などの点検整備を行います。

次に、⑨のリサイクルプラザでは、各コンベヤに配置しています、ごみの発火を早期に検知する炎検知装置や、資源化物である鉄やアルミなどの選別機や圧縮機の点検整備などを行います。

以上が整備工事についての主な内容でございます。

続きまして、工事工程について説明させていただきます。３ページ目の参考資料３、工事工程をご覧ください。

各焼却炉と共通設備の点検整備について、工程を示したものでございます。契約締結後は、３号炉、１号炉、２号炉の順で焼却炉の運転計画に基づき炉を停止し、点検整備工事を進めてまいります。

共通設備となります蒸気タービン発電機、電気設備などの点検整備につきましては、10月中旬から下旬にかけて約２週間の予定で全炉を停止し、点検していきます。また、全炉停止の期間中についても、ごみの受入れは通常どおり行うこととしております。

工期としましては、工事完了後の性能確認などを含めまして、令和８年３月31日までとしております。

また、契約しようとする金額は、議案書に記載のとおり３億9,721万円でございます。

なお、契約の相手方は、当クリーンセンターの建設工事の設計・施工業者である川崎重工業株式会社関西支社であり、工事期間中におきましては、ごみ処理の運営に支障なく施工する必要があることから、施設全体の品質を理論的、技術的に把握していることが必要不可欠であるため、随意契約しようとするものでございます。

工事請負契約の説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○食野雅由議長

説明が終わりました。

提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第７号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。佐野英利管理者。

○佐野英利管理者

ただいま上程の議案第７号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、岸和田市貝塚市斎場の管理について、指定管理者を指定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては事務局長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○食野雅由議長

次に、詳細説明を求めます。太田事務局長。

○太田健一事務局長

それでは、議案第７号の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

施設の名称は岸和田市貝塚市斎場、指定の相手方は合人社・宮本・五輪グループ、指定の期間は令和８年４月１日から令和23年３月31日までの15年間とするものであります。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、ご配付しております参考資料のとおりでございます。

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業の事業者については、岸和田市において設計、建設、維持管理・運営の業務を１つの業務として発注し、公募型プロポーザルを実施し、貝塚市岸和田市斎場整備運営事業者選定委員会において審査を行い、令和４年11月に受注候補者として選定されました。

選定されたグループのうち、参考資料にございます維持管理・運営業務を担う３業者と令和５年３月に維持管理・運営業務委託契約を締結したところです。

指定管理者の候補者については、その契約の受注者に維持管理・運営を一括してさせることが合理的であることから、非公募により、岸和田市貝塚市清掃施設組合指定管理者審査委員会において、審査基準にのっとり、経営状況・運営体制を含む各審査項目について審査を行い、令和７年６月に指定管理者の候補者として選定されました。

指定の期間については、指定管理者審査委員会において、岸和田市貝塚市斎場を計画的、長期的、適切な時期に建物・設備・火葬炉・備品等についてのメンテナンスを行うことで安定した維持管理・運営を行うことができることから、指定の期間を15年間と確認したものでございます。

説明は以上でございます。

○食野雅由議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

何点かお尋ねします。選定委員会を組んで業者を選ばれたということで、何名の審査委員会で、そのうち外部の学識経験者が何名おられたのかお尋ねします。

○食野雅由議長

河合総務課長。

○河合幸代総務課長

お答えします。委員は３名で、全て外部委員となっております。

○食野雅由議長

川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

そして確認なんですが、条例を見ますと、火葬場の許可の際に使用料を納めるということしか書いていないんです。今後、斎場で火葬の許可を得たときに、当然、指定管理者の方にお支払いするのかなと想定しているんですが、それについて、後の事務手続についてどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○食野雅由議長

河合課長。

○河合幸代総務課長

お答えします。火葬場使用料は公金として組合の歳入に入ります。指定管理者の制度の規定の中で公金の取扱いができるのではなく、地方自治法第243条の２第１項の規定による指定公金事務取扱者に指定をして公金事務の徴収を委託することになります。

○食野雅由議長

川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

そして今答えられた徴収の委託料について、結構、１件につき幾らとかいうような市の条例であるんですけれど、今回は徴収委託をするだけで、それにかかる料金というのは、私、ゼロって考えているんですけど、組合のほうとしてはどうなんでしょうか。

○食野雅由議長

河合課長。

○河合幸代総務課長

議員おっしゃるとおりでございます。

○食野雅由議長

川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

最後にもう１点、今の市ですと、火葬する場合に、死亡届とか出す前に葬儀の時間を決めないといけない、火葬の時間を決めないといけないとい

うことで先に、正規の手続をする前に火葬の時間を予約する方も多いと思うんです。その場合は、直接電話でそこに予約できるんでしょうか。それと、その時間帯というのは、何時から何時までの間に予約できるというようなことは考えておられるのか。今であったら当直さんがおって、いつでもできるような状況なんですけども、その辺はどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○食野雅由議長

河合課長。

○河合幸代総務課長

お答えします。まず、新斎場では、予約システムの構築をする予定でございます。死亡届の届出の前に、主に葬儀業者様になるんですが、予約システムに予約の入力をする形になります。今後、運営の協議の中で、何日前から予約が可能になるかというのは今後の検討になるんですけども、システム上は24時間受付はできる形になります。

○食野雅由議長

川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

その場合に、葬儀会社のほうはそれでいけると思います。ネットで申し込むかどうか分かりませんけども。予約というても、何日前の予約というのは、考えたら亡くなってからの話やから。その場合に、個人でやられる場合もあると思うんですよね。その辺の周知とかきっちりしとかないといけないのかなと思うんですけれども、その辺について、どういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○河合幸代総務課長

お答えします。今、議員おっしゃられるように個人でご予約される場合もございますので、その場合は直接斎場にご連絡をいただくような形になります。その場合は斎場が開いている９時から５時半という運用になりますので、そのご予約の案内等は両市、組合ともホームページや受付のほうでしっかり周知をしていきたいと思います。

○食野雅由議長

川岸議員。

○９番　川岸貞利議員

そして、もう１個確認。今、予約システムと言ったけど、それは個人でもできるというふうに思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○食野雅由議長

河合課長。

○河合幸代総務課長

お答えします。予約システムについては、ＩＤを付与することになりますので、基本的には葬儀業者様等になる方向で考えております。

○食野雅由議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

質疑が終わったものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議会議案第１号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。海老原友子議員。

○２番　海老原友子議員

ただいま上程の議会議案第１号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、組合規約において、令和８年４月１日より火葬場の設置、管理及び運営に関する事務について、組合で共同処理することと併せて、名称

を岸和田市貝塚市広域事務組合とすることが規定されていることから、本規則の題名について改めようとするものであります。

以上のとおりご提案いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○食野雅由議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○食野雅由議長

討論なしと認めます。

これより議会議案第１号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○食野雅由議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和７年第２回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後１時54分閉会

上記会議録の正確なるを証するため、ここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議　　長　　食　野　　雅　由	
同　　議　　員　　小　西　　拓　槙	
同　　議　　員　　友　永　　修	

令和7年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件　　名	備考・頁
報告第2号	令和6年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について	Ｐ 1
議案第6号	令和7年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について	Ｐ 3
議案第7号	指定管理者の指定について	Ｐ 5

岸 和 田 市 貝 塚 市 清 掃 施 設 組 合

報告第２号

令和６年度岸和田市貝塚市清掃施設組合

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 145 条第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和７年８月４日

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者　佐　野　　英　利

令和６年度　岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書

款	項	事　業　名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出額及び支出見込み額	残額	翌　年　度遞次繰越額	左の財源内訳				
				予　算計上額	前　年　度遞次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	府支出金	地方債	その他
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター大規模改修事業（リサイクルプラザ棟外）	円 500,000,000	円 200,000,000	円	円 200,000,000	円	円 200,000,000	円 200,000,000	円 20,000,000	円	円	円 180,000,000	円
合　　計			500,000,000	200,000,000	0	200,000,000	0	200,000,000	200,000,000	20,000,000	0	0	180,000,000	0

議 案 第 6 号

令和7年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

令和7年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月4日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者　　佐 野　英 利

記

1　契約の目的　令和7年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

1　契約の方法　随意契約

1　契 約 金 額　金397，210，000円

1　契約の相手方　大阪市北区曽根崎2丁目 12 番7号（清和梅田ビル）
川崎重工業株式会社　関西支社
支社長　　田坂　秀樹

議 案 第 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市貝塚市斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月4日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者　　佐 野　英 利

記

1　施設の名称　　岸和田市貝塚市斎場

2　指定の相手方　　広島県広島市中区袋町 4 番 31 号
合人社・宮本・五輪グループ

3　指定の期間　　令和8年4月1日から令和 23 年3月 31 日まで

令和７年第２回組合議会定例会議案

（議会議案関係）

議案番号	件　　名	備考・頁
議会議案第1号	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について	Ｐ １

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議会議案第１号

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則（昭和 41 年規則第１号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和７年８月４日提出

提　出　者　　海老原　友　子
河　合　達　雄
川　岸　貞　利
堺　谷　　裕

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則（昭和41年規則第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岸和田市貝塚市広域事務組合議会会議規則

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。